

〈 農地の相続等の届出のお願い 〉

Q 農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



農地を相続したときは・・・

A 地元の農業委員会に届出をお願いします



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しく下さい！

(届出書の様式は裏面のとおりです。)

天城町農業委員会事務局

電話 0997-85-4242

農地法第3条の3の規定による届出書

令和 年 月 日

天 城 町 農 業 委 員 会
会 長 仲 公 男 殿

住所

氏名

印

下記の農地(採草放牧地)について、相続により所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます

記

1 権利を取得したものの氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 権利を取得した日

平成 年 月 日
令和

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無 有 無